

蒲郡市議会議員防災服貸与規程

令和2年7月1日

議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、蒲郡市議会議員（以下「議員」という。）に対し、災害対策活動等に必要な被服等（以下「防災服」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定めるとする。

(貸与品)

第2条 貸与する防災服は、上下衣、帽子及びベルトとする。

(貸与期間)

第3条 防災服の貸与期間は、議員の任期とする。ただし、防災服の使用状況により、貸与期間を伸縮することができる。

(管理)

第4条 議員は、防災服を目的以外に使用し、他人に使用させ、又は処分してはならない。

2 議員は、防災服を常に善良な管理をもって保管しなければならない。

(亡失の報告等)

第5条 議員は、防災服を亡失し、又はき損したときは、防災服亡失・き損報告書（別記様式）により、速やかに議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の報告を受けた場合においては、当該議員に対し代替品を貸与することが必要であると認めるときは、再貸与することができる。

3 議長は、議員が故意又は重大な過失により防災服を亡失し、又はき損したときは、当該議員に対し、当該防災服の代替品の価格を限度として弁償させることができる。

(防災服の返納)

第6条 議員は、貸与期間が終了したとき又は議員の身分を失ったときは、防災服を清潔な状態にして、速やかに返納しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により返還できないときは、この限りでない。

(貸与品の記録)

第7条 防災服の貸与状況は、議会事務局長がその状況を記録し、常に明らかにし

ておくものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。